

平成 26 年第 8 回加西市教育委員会会議録

1. 開会日時 平成 26 年 8 月 28 日（木） 13 時 30 分
2. 閉会日時 同 日 15 時 40 分
3. 開催場所 加西市役所 5 階大会議室
4. 出席委員 委 員 長 内 藤 堯 雄
委 員 市 場 かおり
委 員 荒 木 貴 子
委 員 渡 邊 隆 信
教 育 長 松 本 直 行
5. 委員及び傍聴人を除き、会場に出席した者の氏名
教育次長 後 藤 倫 明
教育総務課長 中 倉 建 男
学校教育課長 柿 本 博 司
こども未来課主幹 伊 藤 勝
文化スポーツ課課長補佐 森 幸 三
図書館長 上 坂 寿 人
総合教育センター所長 安 富 均
教育総務課総務係長 伊 藤 陽 子
6. 付議事項
議案第 3 4 号 加西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
議案第 3 5 号 加西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
議案第 3 6 号 加西市保育の必要性の認定に関する条例の制定について
議案第 3 7 号 加西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
議案第 3 8 号 加西市学童保育園の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
7. 議題となった動議を提出した者の氏名
なし

8. 質問及び討議の内容

議案第34号 加西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

こども未来課主幹より、加西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について説明する。

小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業が家庭的保育事業等に該当する。小規模保育は定員が6人から19人以下、家庭的保育は5人以下、居宅訪問型保育はベビーシッターのイメージ、事業所内保育は、従業員だけでなく地域に開かれた定員枠を持っている。これから事業者が出てきた時に、市で施設を認可していく。その認可の基準を定めるため、今回条例を提案している。認可外であっても行政に届け、これを認可し、一定の基準のもとで責任ある保育を実施するものである。

「施設型給付」の認定こども園、幼稚園、保育所は県が認可し、「地域型給付」の小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4類型については新たに市が認可していく方針である。

認可基準については、国の基準をそのまま引用し、加西市の条例に当てはめている。

教育委員より、今後も認可外の施設が存続することは可能であるかとの質問があり、こども未来課主幹より、これまで通り認可外で運営することは可能であると説明する。ただし、新しい制度にのっとり、認可外の施設が市から給付金をもらうには市の認可が必要であり、市からは認可された施設の情報提供を行うと回答する。

教育委員より、認可されると事業者に市から給付があるが、具体的にはどのようなことかとの質問があり、こども未来課主幹より、現在、市は、私立保育所に対して、国・県・市の補助金を子供の預かりの実績に応じて支出している。家庭的保育事業等についても、利用実績に基づいて国・県・市が補助金を支出することになると回答する。

教育委員より、今回は初めてなので、利用実績が無いが補助金はどうするのかとの質問があり、こども未来課主幹より、月ごとの預かり人数に応じて補助金が決まってくると回答する。

教育委員より、市が認可するという事は、何かあれば市も責任を負うのかとの質問があり、こども未来課主幹より、そのとおりであると回答する。

教育委員より、保育環境に対し自治体が責任を持つということなのかとの質問があり、こども未来課主幹より、そのとおりであると回答する。

教育委員より、この条例の趣旨は、待機児童の解消と多様な保育施設の認可の責任を自治体もつことかとの確認があり、そのとおりであると回答する。

教育委員より、保育料について質問があり、こども未来課主幹より、地域型保育所については市が決定する。ただし、既存保育所も含めて保育料の改定を考えている。昨年は幼稚園の保育料を改定したが、今回は保育所保育料の減額も含めて考えていると回答する。

原案どおり承認される。

議案第35号 加西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

こども未来課主幹より、加西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について説明する。

対象施設の認可と確認の部分があり、認定こども園等は県が認可し、小規模保育園等は市が認可する。その施設がしっかり運営されているかは市町村が確認する必要があるため、その基準を定めるための条例制定である。

認可を受けていることを前提に、子ども・子育て支援法に基づく給付施設として市が確認することになる。既存の認定こども園等は、申請の必要は無く「みなし確認」とする。今後の新たな施設について確認を行う。

特定教育・保育施設の認定こども園、幼稚園、保育所、家庭的保育事業等について運営に関する規定を決めている。議案第34号は認可の条件を定めており、議案第35号は運営の条件を定めていると説明する。

教育委員より、「みなし確認」以外でこれから予定される確認作業の数は分かるかとの質問があり、こども未来課主幹より、現在はこのような家庭的保育施設は把握していない。事業所内保育施設は3か所あるが、地域に開いて申請される予定はないと回答する。

原案どおり承認される。

議案第36号 加西市保育の必要性の認定に関する条例の制定について

こども未来課主幹より、加西市保育の必要性の認定に関する条例の制定について説明する。保育所に子どもを預けている保護者、これから預ける予定の保護者を対象としている。小学校就学前の0歳から5歳までの子の保護者について、保育が必要である条件を示している。1月当たりの就労時間を48時間以上としている。これは、国の基準である48時間から64時間の範囲のうち、最低基準の48時間を採用している。

保護者が働いているという理由だけでなく、その他の理由でも保育所に預けることができる。保育の必要性の認定基準を定めており「保育の必要性の事由」として、同居親族は省き、

保護者だけを対象とし、就労しているだけでなく、妊娠出産、求職活動中、育児休業中にすでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である、虐待やDV、就学等、広く保育の必要な人に利用しやすくしている。

附則で現行の条例を廃止し、今回この条例で基準を定めるものであると説明する。

教育委員より、施行期日について質問があり、こども未来課主幹より、来年4月からの適用であるが、来年度の募集については今年の11月から行う。これにより条件が緩和され、不利益が出ることはないと考えますが、仮にそのようなことがあれば、運用面で考えると回答する。

原案どおり承認される。

議案第37号 加西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

こども未来課主幹より、加西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について説明する。

加西市放課後児童健全育成事業は、加西市では学童保育事業のことである。今回の子育て支援制度は、幼稚園・保育所・認定こども園だけでなく、学童保育事業についても、当該制度の変更に及んでいる。平成24年8月に児童福祉法が改正され、家庭的保育事業と同じように施設の設備についてガイドラインとなる基準を作るため、市条例を制定することになった。この基準は、国から提示されたものをそのまま引用している。

教育委員より、議案第38号の条例に議案第37号の条例を加えることはどのような関係があるのかとの質問がある。こども未来課主幹より、議案第38号は学童保育の立地部分を明記しているものであり、運営についての細かな基準を定めたものが今までなかったため、議案第37条を制定するものである。他市も同じような方法であり、法律が変更になった場合も考えて条文を分けていると回答する。

教育委員より、この規定では児童の集団の規模が概ね40人までと明記してあるが、北条学童は50人、九会学童は45人で超えている。明記してある場合にそのような基準の関わり方はどうなるのかとの質問があり、こども未来課主幹より、クラス数を増やしたり、専用棟を整備することで40名の枠に基づいて教室を確保したいと回答する。

教育委員より、一人あたりの基準面積1.65㎡以上とあるが基準人数まで明記すべきことなのかとの質問があり、こども未来課主幹より、40名という人数も弾力的部分であり、参酌する基準であるため、あえて40名で施設を整備していこうと考えていると回答する。

原案どおり承認される。

議案第 38 号 加西市学童保育園の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

こども未来課主幹より、加西市学童保育園の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明する。現在、学童保育の対象学年を、第 3 学年とあるものを第 6 学年に改正するものであると説明する。

教育委員より、平成 27 年 4 月 1 日から全ての学童保育園で第 6 学年まで保育を実施するが、現在は 3 年生までであり、4 年生は預かっていないのかとの質問があり、こども未来課主幹より、そうであると回答する。

原案どおり承認される。

9. 議決事項

議案第 34 号 加西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

原案どおり可決

議案第 35 号 加西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

原案どおり可決

議案第 36 号 加西市保育の必要性の認定に関する条例の制定について

原案どおり可決

議案第 37 号 加西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

原案どおり可決

議案第 38 号 加西市学童保育園の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

いて

原案どおり可決

10. 報告事項

(1) 教育長から

8月1日(金)に「播磨東地区教育委員会連合会総会・研修会」が開催された。研修会については、「新教育委員会制度のあり方」と題して、兵庫教育大学長 加治佐哲也先生の講演があった。

8月9日(土)に「西在田小学校地震改築工事基本設計説明会」を実施した。説明会においては、基本設計をもとに「校舎の配置」「校舎の概要」「完成予想図」「工事の工程表」等の詳細をスライドで説明した。参加者から活発に質問・意見等が出され、大変有意義な説明会となった。

8月23日(土)に県及び市町、関係機関・団体等が連携協力し、幅広い人権啓発活動を行う、「ひょうご・ヒューマンフェスティバル 2014 in かさい」が、加西市民会館で開催された。フェスティバルでは、人権講演会のほか、フォーラム、教育相談、コンサート、ふれあいステージ、特産品の展示販売等もあった。

8月26日(火)・27日(水)に「全県教育長研修会」が開催され、3つの講演会があった。1つ目は、「英語教育の推進について」と題して、大阪樟蔭女子大学教授 菅正隆氏の講演。2つ目は、「教育委員会制度について」と題して、文科省大臣官房人事課長 藤原章夫氏の講演。3つ目は、「心の教育について」と題して、スクールカウンセラースーパーバイザー 中村経子氏の講演があった。

(2) 教育総務課長の報告

教育総務課長より、教育施設耐震化工事等の進捗状況について報告する。

富田小学校南校舎地震改築工事は、既設北校舎のトイレ改修、間仕切り等を今週で部分完成し、引き渡しを受けたのち木造校舎の解体を行う。九会小学校南校舎・善防中学校体育館耐震補強工事については、補強とサッシの工事を行っている。富合小学校北校舎耐震補強工事については、1階の3教室を9月1日から児童が使用するため、先日部分完成検査を済ませた。北条東幼児園整備工事は、鉄骨の建て方が済んでいる。泉小学校プール浄化装置改修工事と泉中学校校舎北側通路舗装工事は完成している。

設計業務で、九会小学校北校舎、下里小学校北校舎、賀茂小学校校舎耐震補強工事設計委

託については、実施設計が進んでいる。西在田小学校地震改築工事設計委託業務は、基本設計の地元説明会が終わり、実施設計に入っている。善防公民館空調設備改修工事設計は、実施設計が進んでいる。宇仁小学校渡り廊下設置工事設計は新校舎と既設体育館が250m程離れているので、設置できる部分に渡り廊下の屋根を作るものである。教育施設天井等非構造部材落下防止対策工事設計は、賀茂小学校体育館の天井仕上げ材撤去、4中学校の武道場については軽量天井化、改修を済ませていない体育館については、照明を落下防止器具に改修するものであると説明する。

次に、教育委員会点検評価報告書について、教育総務課長より、平成25年度教育委員会点検評価の重点項目毎に、評価委員の評価内容を読み上げ、すべて「概ね妥当」であるとの報告を行った。また、総合コメントにおいて、達成度の可視化で評価が分かりやすくなっている。前年度より成果が上がっている項目が増えた。今後の課題は、現状把握のため、情報収集と課題分析が重要である。との意見を頂いていると報告する。

(3) 学校教育課長の報告

学校教育課長より、夏季休業における児童生徒の学習・生活について報告する。夏休みもあと少しであるが、これまでのところ重大事故はない。小学生については地区でのラジオ体操・水泳、中学生については、部活動に積極的に取り組んでいる。児童・生徒にとって充実した夏休みが送られている。富合小学校で8月上旬に地区水泳の際、プールの中のタイル剥離部分で児童が足を切傷した。当該事故発生を受け、学校でプール内の壁面点検を行った。すると、プール内の壁面劣化による剥離が他にも起こる可能性がある、とういことで、PTAとも協議を行い、翌日より地区水泳を中止した。富合小学校のプールについては、当初より今年の秋に塗装改修工事を行う予定であった。プール使用前の清掃時に確認していたのであるが、このような事故が起こってしまった。本日より富合小学校プール塗装改修工事を行っている。各学校においては、2学期に向けて準備を進めている。

また、9月1日から北条・富合・九会小学校が、9月2日から西在田・泉小学校が自然学校を行う。中学校においては9月13日に運動会を予定しており、夏休み期間中から生徒会・体育部を中心に準備を進めている。

次に、体育祭・秋季運動会の開催について、中学校は9月13日（土）午前9時から、小学校（富田小学校を除く）は9月20日（土）午前9時から行う予定であると説明する。

続いて、平成26年度かさい学力向上プロジェクト事業について説明する。当該事業は本年度からの新規事業であり、加西市の児童生徒の学力の向上について、全国学力・学習状況調査の分析結果及び学習指導要領の趣旨を踏まえた効果的な指導方法・指導体制を検討し、児童生徒の確かな学力の一層の定着を図るための実践的な推進方策等を明らかにすることを目的としている。また、当該事業の事業組織、事業予定等について説明がある。かさい教育ネ

ット特集号にて結果、考察、改善策を広報する予定である。今後、「小中連携教育3ヶ年計画策定委員会」の動きと連動して、小中連携に視点をおき、学力向上という系統性のある取組ができるように研究指定を目指して事業を進めている。

最後に、「部活動あり方検討委員会」途中経過について報告する。第1回を7月7日、第2回を8月20日に開催した。主に①中学校における部活動の新しい枠組みについて②部活動の教育的効果を最大限に得られるための配慮について③学校運営がより円滑に行える部活動の指導体制の構築についての3つの視点について協議を行った。

加西市中学校体育連盟会長を委員長として、4中学校の部活動担当教諭、学校教育課長及び主査の計7名で「部活動あり方検討委員会」を構成し、審議を行っている。素案については、保護者代表、有識者等に意見を聴き、加西市中学校部活動活性化指針（仮称）をまとめて広報する予定である。指針のとりまとめは今年度中に行うが、一部先だって、子ども達に取り組んでいるスポーツで、より大きな大会に出場できるシステムを作っていきたい。これまでは在籍する学校にない部活動では生徒に実績があっても出場できなかったが、9月1日より兵庫県総合体育大会で実施されている種目で、本人・保護者・関係者等でスポーツクラブ等での実績を鑑みて、大会への出場を認めていく方向である。大会に出場する際に、東播磨及び県大会には在籍する学校教員が引率をしなければならない規程がある。近畿大会及び全国大会については、委任状で保護者又はスポーツクラブの指導者の引率でも可能である。ただし、引率の必要があると、希望する全ての生徒に引率できないため、実績を考慮しての判断になる。県大会において上位（8位）入賞が狙える実力を有することを条件として認める方向である。

部活動のあり方も生徒数の減少により、廃部等を検討する必要性に近い将来生まれてくる。その中で、子ども達が夢と希望を持ってスポーツに取り組んでいけるように、複数の学校が合同で練習できる環境整備等を進めていき、スポーツを通じた人格形成に繋がっていくシステムを作りたい。

教育委員より、部活動のあり方について、国から指導のモデルや加西市の目指すあり方はあるのかとの質問があり、学校教育課長より、国から示されたモデルはない。以前に、拠点校方式又は連携方式等の部活動を継続していくための枠組みの提供はあった。しかし、加西市では現状を踏まえ、5年10年先を見越して子ども達の状況に合わせた独自の部活動のあり方を検討していると回答する。

教育委員より、合同練習や環境整備の話があったが、学校単位で部活動を行うのが一番だと思うが、予算や学校の先生の人員の問題があるのかとの質問があり、学校教育課長より、指導者の問題がある。今までなかった部活を拠点校方式でするとなると、平日であれば、授業が終了してから拠点校に集まることになる。移動にかかる時間、安全面等、懸念される。また、複数の学校の生徒が関わり合いを持つことで生徒指導上の問題も懸念されると回答す

る。

教育委員より、従来の学校単位での部活動は難しい状況にあるのか、他の学校と合同で部活を行う方向に進んでいるのかとの質問があり、学校教育課長より、そうである。現在各中学校に存在する部活動の種目は、できるだけ存続したいと思っているが、生徒数が減少するとチームが組めない状況になる。大会に参加するには、1つの学校でチームが組めない場合は、他の学校と合同でチームを編成してもよいが、1つの学校で部員数が足りている場合は、他の学校と合同でチームは組めない。大会に参加できるチーム作りもあれば、大会に参加できなくても子ども達が練習試合や練習をしたいということもあるので、保護者とも協議をして、女子部に男子と一緒に練習する等、考えたいと回答する。

教育委員より、かさい学力向上プロジェクト事業について、昨年までの活動に加えて新しくなった部分は何かとの質問があり、学校教育課長より、昨年までは教育委員会内だけで分析を行っていたが、今年からは加西市内の子ども達の状況をよく理解した学識者の方を交え、多面的な分析ができると思う。もう1つの大きな取組として、各学校で授業改善に繋げていく実践講座を開催する予定である。これらのことをまとめて「かさい学力向上プロジェクト事業」としていると回答する。

教育委員より、これまで行っていたことを組織的・計画的にまとめて、当該事業名として今回初めて行っているのかとの質問があり、学校教育課長より、そうであると回答する。

教育委員より、かさい学力向上推進委員会の構成者に本年度は学校関係者が入っていないのはなぜかとの質問があり、学校教育課長より、年度途中の取組であるため、学校関係者に集まってもらうには負荷がかかるためである。学校訪問を行い、学校の取組を聞き取りすることで、「教育ねっと」に事例として掲載する等、学校に負担をかけないように行う予定である。学校の取組を全く聞かないというわけではないと回答する。

教育委員より、かさい学力向上推進実践講座の受講者も各学校の希望者であるのも同じことかとの質問があり、学校教育課長より、学校からは、実践講座を長期休業中になぜしないのかとの意見もあったが、講師の方の都合や今回の全国学力・学習状況調査の分析結果を踏まえて、授業でどのように改善するのかを考察するためこのようなスケジュールになったと回答する。

(4) 図書館長の報告

図書館長より、かさいミュージアムについて説明する。平成26年10月5日から26日までの期間開催される。当該事業は加西市播磨国風土記1300年祭実行委員会市民会議の方が中心に進められているが、図書館も一緒に参加させてもらう。市民プロジェクトチームが、加西市出身のイラストレーター永田萌さんに焦点をあて、加西市全体をキャンパスに見立て、図書館、ふく蔵、北条鉄道等を永田萌さんの作品で満たそうということで計画された。内容と

しては、原画展、各イベント等がある。イベントとして、初日の10月5日に永田萌さんの講演会を開催し、その後サイン会を行う予定である。

(5) 総合教育センター所長の報告

総合教育センター所長より、教育相談受理状況について報告する。平成26年7月末現在、相談件数の総数は311件である。昨年度に比べて、面接相談については、夜間相談件数が減少し、総件数として少し減少している。相談内容については、主に不登校に関する相談が多い。各学校においてはスクールカウンセラーの相談も活発に行われている。

教育委員より、電話相談の傾向を教えてください。加西市の相談事業と兵庫県の電話相談事業は関連又は連携があるのかとの質問があり、総合教育センター所長より、兵庫県の研修所主催で相談機関の連絡会があり、各市町の状況や傾向の報告がある。県の相談は24時間体制で子どもの自殺の問題があるため、兵庫県の研修所では夜間に大学院生を雇用して電話相談等に対応している。加西市では、昼間の対応と月曜日・金曜日に臨床心理士による夜間の対応を行っている。面接相談及び電話相談を行っている。電話相談については昼間での対応である。自殺等の案件はない。子どもの疾病、しつけ、進学等が主な内容であると回答する。

教育委員より、先日、夏休み中のお子さんの問題行動について相談を受けたので、総合教育センターを紹介したのだが、嬉野台生涯教育センターと間違われた。広報等で周知していると思っていたのだが、まだ知られていないのかとびっくりしたとの意見があり、総合教育センター所長より、総合教育センターになって4年目である。いろいろな事業で講師の方に来ていただく時も、総合教育センターという名称や場所について、旧下里小学校跡地の教育研修所と間違われたりする。また、電話でもどこにあるのかと聞かれる。場所や総合教育センターとしての役割、相談業務の時間帯等を広報やホームページでさらに周知を図らなければならないと回答する。

11. 協議事項

こども未来課より教育委員に、2点、市長への要望事項の依頼をする。

① 幼保施設における空調設備の全室設置

小中学校には空調設備が設置されたが、幼保施設にはエアコンの設置が遅れている。熱中症等子ども達の健康面の心配があるため、来年度の予算確保を要望する。

② 北条東学童保育園専用棟の建設

北条東学童保育園の児童の人数が多いため、現在の施設では手狭である。北条東学童保

育園の専用棟を北条東小学校敷地内に建設することを要望する。

12. 教育委員の提案

教育委員より、小学校と中学校のPTA奉仕作業が同日に行われた。小学校と中学校の両方に子どもがいると両方の奉仕作業に参加しないといけないので調整できないかとの意見があり、教育総務課長より、PTA奉仕作業については、ゴミの受け入れ場所は加西市クリーンセンターになっている。今年はたまたま開場日であったが、例年は奉仕作業の日にクリーンセンターを開けてもらっている。また、運搬業者の手配もしている。奉仕作業の日程は1年前から決定しており、施設や運搬業者の調整を全て行っている。また、現在は8月の最終日曜日を予備日として、その1週間前を奉仕作業日に設定している。小学校と中学校の日程をずらした場合、どちらかはお盆の週になってしまうため、小・中学校とも同日に奉仕作業を行っている。また、危険な箇所や大きな木等は、PTA奉仕作業の前に教育委員会から業者委託をして伐採等を行い、PTAの方の負担を減らすよう対応している。美バースの日程は、中学校区ごとに、学校で小学校と中学校の日程調整をしている。回収日が近いと回収物の量が少なかったりするので調整していると回答する。

教育委員より、最近、LINEのアプリで女子中学生の間で流行っているものがある。危険なアプリなので注意したほうがよいとの意見がある。また、異常気象により、全国で災害が相次いでいる。加西市でも災害危険区域はあるが、定期的に点検等はされているのか。泉第三保育所の付近とか。危険な箇所からは離れているから大丈夫と思っているような場所でも、最近のようにたくさん雨が降ると安心できないのではないかとの意見があり、こども未来課主幹より、泉第三保育所であるが、昨年、保育所の横の溝の容量が、雨が降ったときにどれくらいまで持ちこたえるのかを業者に計測してもらい、山からの斜面の溝の口径を大きいものにする対策を講じた。また、ソフト面からは、警報が発令されたときは泉第一保育所へ避難をするということで対応している。今年も一度、警報は出なかったが避難をした。警報が出る出ないに関わらず、危険を察知すれば直ちに避難するという対応したいと回答する。

教育委員より、運動会を5月に開催することは可能かとの質問があり、こども未来課主幹より、幼稚園・保育所に関しては5月に開催している。5歳児のみ秋の小学校の運動会にも参加していると回答する。学校教育課長より、小学校については、富田小学校のみ5月に開催した。それについての課題・成果をまとめた結果、子どもの健康・安全面から考えて良いのではないかとの意見であった。来年度に向けて検討したい。中学校については、トライやる・ウィーク、修学旅行の行事との関係で難しいと回答する。

教育委員より、運動会を中心にして、行事を別の時期に移すのは難しいのか、できれば、5月に開催時期を変更してあげてほしいとの要望があり、学校教育課長より、そのことも含め

て検討している。来年度の年間計画にも盛り込む必要があるので、来年2月上旬から中旬頃に確定する予定である。学校でも、地域の方、PTAと情報交換しながら学校の年間カリキュラムの中にどういう位置づけで事業をやっていくか全体で考えないといけない。子どもの健康・安全面も考えて事業を考える必要性があることは認識していると回答する。

13. 今後の予定について

- ・平成26年第9回定例教育委員会 9月30日（火）13:30～ 市役所5階大会議室
- ・平成26年第10回定例教育委員会 10月28日（火）14:30～ 市役所1階多目的ホール

この会議録は、事務局職員が作成したものであるが、真正であることを認めここに署名する。

平成 26 年 8 月 28 日

出席委員

(出席委員署名)